

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

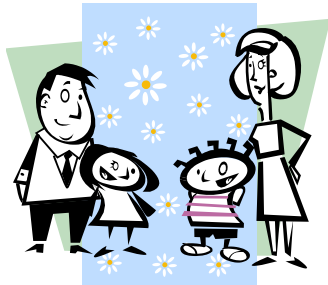
相続税務調査があったら8割が修正申告！調査方法は？

平成 26年 2月号

国

税庁から発表された、平成24事務年度の相続税の税務調査実施状況によりますと、相続税課税者約5万人の内、約1.2万人(24%)が実地調査を受け、その内1万件(80%超)が

修正申告していません。税務調査は、申告後半年から



2年後位迄に行われ、相続財産が3億円超の場合は、必ず調査があると思われま。では、具体的にどのように行われるのでしょうか？

相続税の税務調査は、事前に相続人代表者、または税理士に電話で日程について打診、場所は自宅を指定され、日程が2日間の一般的な例として、(調査 第1日目)

1. 調査官の来訪・・・原則2人以上 です
2. 身分証明書の提示・・・お悔やみをのべた上で調査に着手
3. 世間話などから調査開始・・・①死亡原因(事故死か病死か、療養期間は、意思能力や行為能力はいつまであったか) ②経歴や職歴(蓄財方法や財産の推定) ③趣味(ゴルフ会員権や骨董品のはないか) ④生前、財産の管理は誰が？(預金の区別、名義預金・隠ぺいは) ⑤相続人の家族の職業、所得(相続人の預金額との比較) ⑥納税資金はどこから？(申告漏れの金融資産はないか) ⑦その他の金融資産はないか(具体名をあげての質問は事前調査済)
4. 相続人の氏名・職業・筆跡の確認・・・相続人代表の人に共同相

続人の氏名などを、税務署の便箋に記載してもらい、筆跡をとっておき、亡親の預金等の伝票や重要取引の筆跡突合せなどに役立てます。 5. 昼食のため休憩・・・中断、近くで昼食 6. 貸金庫の確認・・・事前に把握している金融機関にその日のうちに赴き、相続人に開けてもらい中を確認 7. トイレを借りるふりをして室内の状況をさりげなく観察・・・銀行や証券会社名のカレンダー・タオルはないか 8. 重要書類等の保管場所の確認・・・権利証・預金通帳等の保管場所に同行、金庫であれば相続人に開けさせ中を確認 9. 印鑑の印影の確認・・・すべての印鑑を税務署の便箋に空押しして印影が写るかどうか確認した後、朱肉をつけてすべての印影を便箋にとって、名義預金等の判定を行う際の材料とします。空押しで印影が写る場合は最近使用したと推定できます。

(調査2日目)

1. 香典帳等の確認・・・香典帳・芳名録・年賀状・日記帳・メモ類等を確認
 2. パソコン中の金融資産の管理・運用状況の確認・・・最近の傾向として、ネット証券・ネットバンキングへの対応のため、パソコンの中を確認したいといわれる事例が増えています。
 3. 問題点の絞込み・・・事前に署内で調査した項目を、証拠資料に基づき確認を行います
 4. 資料の預り・・・確認しきれなかった部分について、承諾を得た上で、署へ持ち帰り引続き調査、必要に応じて金融機関に再度調査依頼します
- 特に問題点が見当たらなかった場合には、口頭により調査終了の通知がありますが、問題点が生じた場合には、後日税務署にて指摘を受けることとなり、異論がない場合にはすぐに修正申告を提出、反論材料がある場合は資料を提出、判断を仰ぐこととなります。